

令和5年1月18日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 永井英雄

「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」等の
改正に関する補足説明の送付について（事務連絡）

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）により、申立て等をする者又はその法定代理人の住所等又は氏名等を当事者に対して秘匿する制度が創設されることに伴い、別紙1の改正骨子のとおり所要の通達改正を行い、下記1の(1)から(9)までの通達が発出されました。

については、これらの通達の改正に関する補足説明として、別紙1「通達の改正骨子（秘匿制度）」、別紙2「秘匿制度の事務処理のポイントと確認すべき通達」及び下記2の(1)から(8)までの別添参考資料を送付しますので、裁判官、裁判所書記官等に配布するとともに、その趣旨等を周知させるようお取り計らいください。

なお、今後、改正通達にかかる事務の取扱いの参考となるよう改正通達に関するQ&Aを作成して周知することを予定しています。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

記

1 通達

- (1) 令和5年1月18日付け最高裁総三第325号事務総長通達「「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」
- (2) 令和5年1月18日付け最高裁総三第322号総務局長通達「「帳簿諸票の

備付け等に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」

- (3) 令和5年1月18日付け最高裁総三第323号総務局長通達「「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」
- (4) 令和5年1月18日付け最高裁総三第327号事務総長通達「「民事訴訟記録の編成について」の一部改正について」
- (5) 令和5年1月18日付け最高裁総三第328号事務総長通達「「刑事訴訟記録の編成等について」の一部改正について」
- (6) 令和5年1月18日付け最高裁総三第329号事務総長通達「「家事事件記録の編成について」の一部改正について」
- (7) 令和5年1月18日付け最高裁総三第330号事務総長通達「「子の返還に関する事件の記録の編成等について」の一部改正について」
- (8) 令和5年1月18日付け最高裁総三第326号事務総長通達「「事件記録等保存規程の運用について」の一部改正について」
- (9) 令和5年1月18日付け最高裁総三第324号総務局長通達「「刑事案件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」

2 参考資料

- (1) 「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」の改正に関する補足説明
- (2) 「帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」の改正に関する補足説明
- (3) 「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」の改正に関する補足説明
- (4) 「民事訴訟記録の編成について」の改正に関する補足説明
- (5) 「刑事訴訟記録の編成等について」の改正に関する補足説明
- (6) 「家事事件記録の編成について」及び「子の返還に関する事件の記録の編成

等について」の改正に関する補足説明

- (7) 「事件記録等保存規程の運用について」の改正に関する補足説明
- (8) 「刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」の改正に関する補足説明

通達の改正骨子 (秘匿制度)

法改正の概要(秘匿制度)

民事訴訟において、当事者に対する秘匿の手続が新設

- 1 住所等又は氏名等の秘匿決定
- 2 秘匿事項・推知事項記載部分の閲覧等制限決定
- 3 送達場所等の調査嘱託結果の職権による閲覧等制限決定
- 4 秘匿決定等の取消し、閲覧等の許可決定

※ 民事非訟、刑事和解、刑事損害賠償命令事件等についても準用規定あり
※ 2及び3を除き家事、子の返還にも準用



通達の改正趣旨

(1) 秘匿決定の申立て等の立件・受付方法

- ・ 秘匿決定の申立て等を雑事件として立件 ⇒ 受付分配通達の改正
- ・ 代替事項が記載された訴状等を受け付ける場合の事件簿の記載方法 ⇒ 帳簿諸票取扱通達の改正

(2) 記録の編成・管理方法

- ・ 秘匿事項や推知事項が記載された書面の別冊等管理、マスキング書面の編成
 - ⇒ 民事訴訟記録編成通達の改正
 - ⇒ 家事事件記録編成通達の改正
 - ⇒ 子の返還記録編成等通達の改正
 - ⇒ 刑事訴訟記録編成等通達の改正
- ・ 秘匿決定の申立てがされた記録の取扱注意 ⇒ 保管送付通達の改正

(3) 判決原本等の保存・管理方法

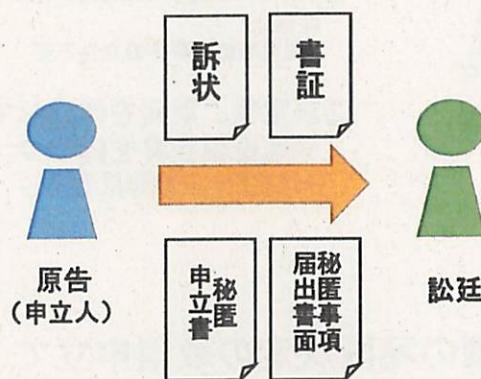
- ・ 秘匿事項届出書面及び秘匿決定を判決原本等の附属書類として保存
- ・ 判決原本等の附属書類中の真の住所・氏名等の取扱注意
 - ⇒ 保存規程運用通達の改正
 - ⇒ 刑事事件記録送付保存通達の改正

(4) 第三者に対する閲覧等制限

- ・ 私生活についての重大な秘密等が記載された書面の別冊管理、マスキング書面の編成(※)
 - ⇒ 民事訴訟記録編成通達の改正
- ※ 第三者に対する閲覧等制限(民訴法92条)について、マスキング書面の提出義務が規則化された。

秘匿制度の事務処理のポイントと確認すべき通達

1 基本事件の申立てと秘匿決定の申立て



①基本事件と秘匿決定の申立てを立てる

⇒受付分配通達

留意点

☆受付分配通達別表で掲げた基本法条は例示であるから、民訴法133を準用する手続でも同様に立件が必要

②事件簿

⇒帳簿諸票取扱通達

留意点

☆基本事件の事件簿 [REDACTED] の当事者欄は、訴状等に記載されたとおり [REDACTED]

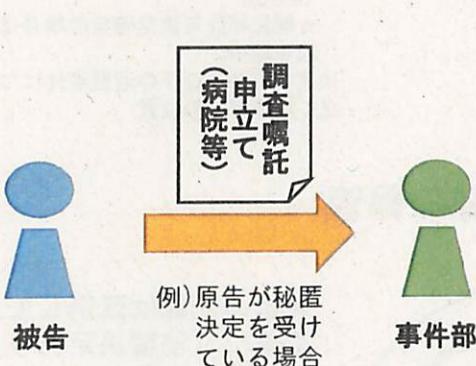
③別冊※を作成して秘匿事項届出書面を編てつ

⇒各編成通達

※家事事件及び子の返還事件は記録末尾に編てつ

2 民訴法133条の2第2項の閲覧等制限の申立て

(訴訟係属中の調査嘱託回答書等)



①閲覧等制限の申立てを立てる

⇒受付分配通達

留意点

☆受付分配通達別表で掲げた基本法条は例示であるから、民訴法133の2Ⅱを準用する手続※でも同様に立件が必要

※家事事件及び子の返還事件には同項の準用はない（閲覧監写の規律による。）が、回答書到着後に、秘匿対象者に非開示希望の申出の要否を検討させる等の手続が必要。

②事件簿

⇒帳簿諸票取扱通達

③申立て後、嘱託回答書等を別冊に編てつ

⇒各編成通達

留意点

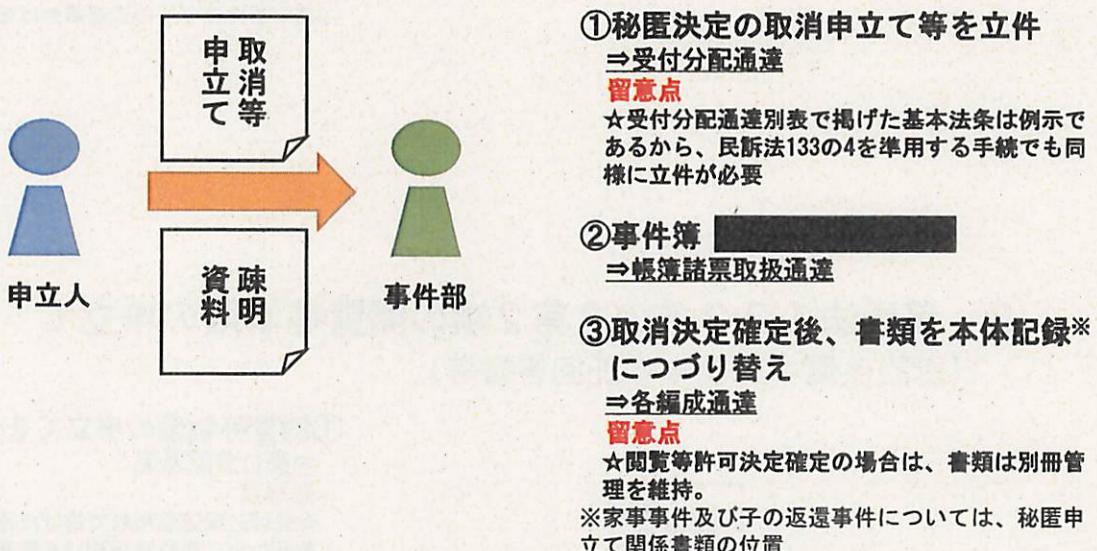
☆回答書到着前に、概略的な閲覧等制限の申立てを行い、回答書到着後に、原告が秘匿事項記載部分を特定したら、閲覧等制限決定を出す扱いも可能。

3 民訴法133条の3の閲覧等制限決定

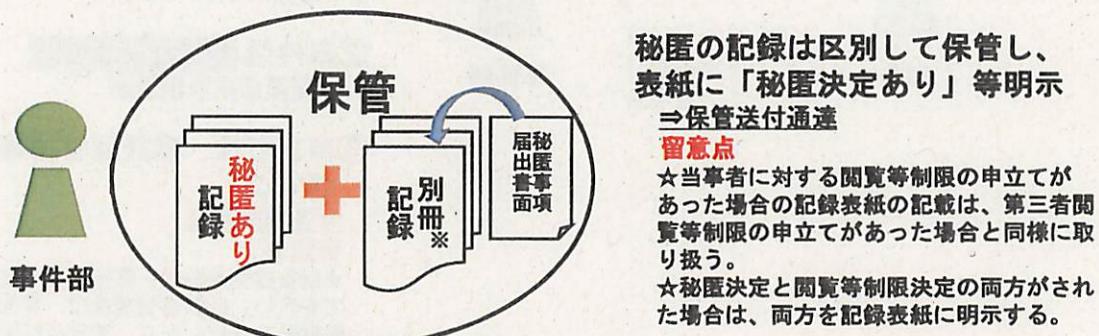
(送達すべき場所等の調査嘱託回答書等の職権閲覧等制限決定)



4 民訴法133条の4第1項の秘匿決定の取消申立て、閲覧等制限決定の取消申立て、閲覧等の許可の申立て

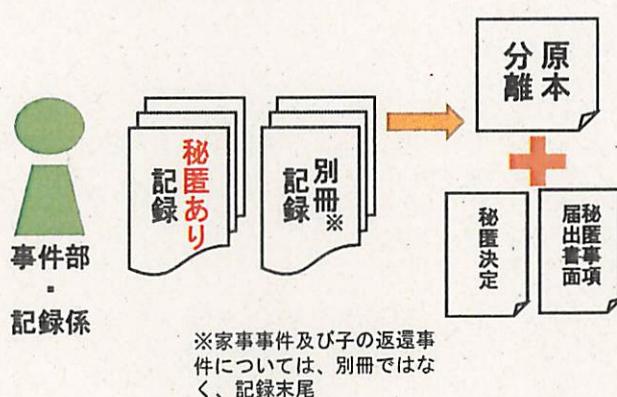


5 秘匿決定がされた事件記録の保管



※家事事件及び子の返還事件については、別冊ではなく、記録末尾

6 秘匿決定がされた事件の事件書類の保存



事件書類編冊目録の「備考」に

「秘匿決定あり」等と記載

⇒保存規程運用通達

⇒刑事事件記録送付保存通達

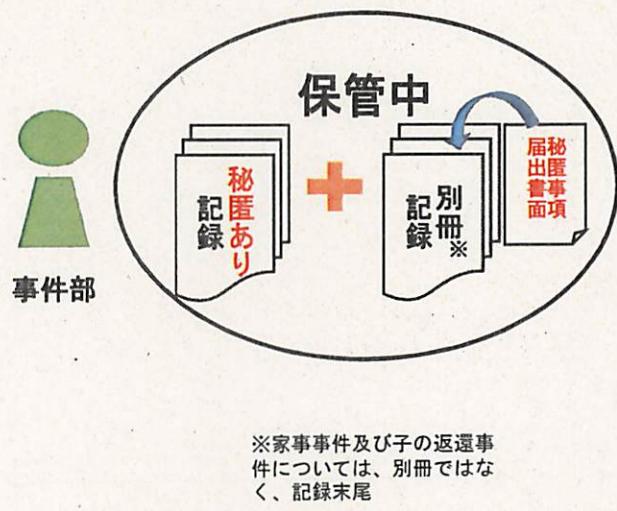
留意点

☆原本等に閲覧等制限決定がされている場合は、秘匿決定と閲覧等制限の両方を備考欄に記載

☆秘匿決定書と秘匿事項届出書面は附属書類として原本等とともに保存

☆保存後に秘匿決定が取り消された場合は、取消決定書も附属書類として保存

7 事件記録の編成方法の変更



⇒いずれも各編成通達

①秘匿関係・閲覧等制限関係書類は一括して編てつ

②閲覧等が制限される書類は正しく別冊※管理！！

留意点

☆秘匿と第三者閲覧等制限の両方がある事件は、**それぞれ別の別冊**を作成

☆秘匿決定の全部が取り消されるまで、秘匿事項届出書面は別冊※管理を維持

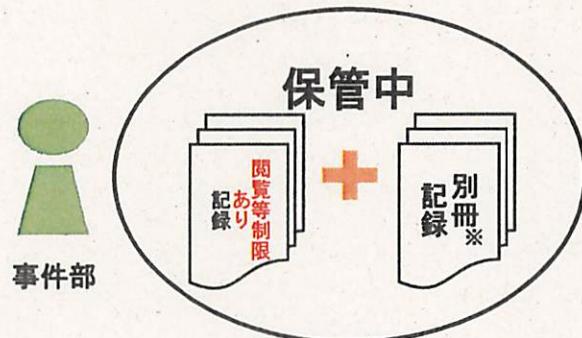
☆秘匿決定の全部が取り消されても、閲覧等制限決定が取り消されるまで、閲覧等制限決定の対象書類の別冊管理は維持

③マスキング書面を本体記録の各分類に編てつ

留意点

☆閲覧等の一部許可決定があった場合に提出されるマスキング書面は、別冊※管理

8 第三者閲覧等制限の申立てがある事件記録の編成方法の変更



⇒いずれも各編成通達

①閲覧等が制限される書類※は正しく別冊管理！！

留意点

☆秘匿と第三者閲覧等制限の両方がある事件は、**それぞれ別の別冊**を作成

※家事事件及び子の返還事件には第三者閲覧等制限の規律の適用はないが、非開示希望の申出の要否を検討させる等の手続が必要。

②マスキング書面を本体記録の各分類に編てつ

(令和5. 1. 18 総三)

「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」の改
正に関する補足説明

第1 別表第1（民事事件）について

1 改正の内容

民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）の改正により新設された次の①から⑤までの申立てにつき、事件の種類欄（別表第1の61（民事雑事件）の(21)から(24)まで及び同63（執行雑事件）の(25)）を新設し、雑事件として立件することとした。

- ① 秘匿決定の申立て（民訴法133条1項）
- ② 秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立て（同133条の2第2項）
- ③ 秘匿決定等の取消しの申立て（同133条の4第1項）
- ④ 秘匿決定等により閲覧等が制限される部分の閲覧等の許可の申立て（同133条の4第2項）
- ⑤ 供託命令の申立て（民事執行法161条の2第1項）

2 改正の趣旨

上記1の①から⑤までの各申立ては、いずれも基本事件に付隨する申立てであるが、即時抗告の規定が定められていることから、個々の申立てを特定した上で終局結果等の情報を管理することが相当と考えられるため、雑事件として立件することとしたものである。

第2 別表第3（刑事事件）について

1 改正の内容

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律（平成12年法律第75号。以下「犯罪被害者保護法」という。）21

条に基づく即時抗告を、別表第3の4の抗告事件として立件することとした。

2 改正の趣旨

犯罪被害者保護法21条及び40条の改正により、刑事和解に関する手続及び刑事損害賠償命令事件について、いずれも民訴法第一編第八章の規定を準用することから、同章で定められた即時抗告がされる可能性が生じた。

しかし、抗告事件の基本法条に犯罪被害者保護法40条は挙げられているが、21条は挙げられていないため、同条を加えることにより、刑事損害賠償命令事件だけでなく、刑事和解における秘匿に関する裁判に対する抗告事件も立件する必要があることを明らかにした。

第3 別表第5（家庭事件のうち家事事件及び訴訟等事件）について

1 改正の内容

(1) 家事事件手続法（平成23年法律第52号）38条の2及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号）69条の2が新設され、それぞれ民訴法133条1項並びに133条の4第1項及び第2項の規定を準用することとなったところ、これらの申立て（上記第1の1の①、③及び④の申立て）につき、事件の種類欄（別表第5の12（家事雑事件（審判前の保全処分に関する事件以外の事件に限る。））の(15)から(17)まで及び(59)から(61)まで）を新設し、雑事件として立件することとした。

(2) 家庭裁判所が執行裁判所となる強制執行手続においては、民事執行法20条により秘匿制度に係る民訴法の規定が準用されるため、これらの申立て（上記第1の1の①から④までの申立て）につき、事件の種類欄（別表第5の12の(36)及び(74)）を新設し、雑事件として立件することとした。

2 改正の趣旨

上記1の事件は、いずれも民事訴訟事件と同様に、個々の申立てを特定した上で終局結果等の情報を管理することが相当と考えられるものであるため、雑

事件として立件することとしたものである。

(令和5. 1. 18 総三)

「帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」の改正に関する補足説明

1 改正の内容

- (1) 訴状その他の申立書等（以下「訴状等」という。）に秘匿対象者の氏名に代わる事項（以下「代替氏名」という。）が記載されている場合は、事件簿の「原告」等の当事者を記載する箇所（以下「当事者名欄」という。）には代替氏名を記載することとした。
- (2) 秘匿決定の申立て（民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）133条1項）があった場合に、当該秘匿決定の申立て事件の基本事件を記載した事件簿の「備考」欄に記載すべき事項を定めた。

2 改正の趣旨

秘匿決定の申立てがされる場合には、通常、訴状等に代替氏名が記載されるとともに、併せて提出される秘匿事項届出書面（民訴法133条2項の規定による届出に係る書面をいう。）により真の氏名等を把握することになる。そのため、受付時において、事件簿の当事者名欄にどの氏名等を記載するのか迷いが生じることのないよう記載事項を明確にする必要がある。

この点、申立て時にはまだ裁判所の代替氏名の定めがないが、当事者名欄に訴状等に記載されている代替氏名を記載することで一見して秘匿決定の申立てがあることが明らかとなり、秘匿情報の管理に資するものと考えられる。

また、現在では、ほとんどの事件において、各種

行っているところ、

の

秘匿情報の流出防止に資すると考えられる。

もっとも、上記のとおり、当事者名欄に代替氏名を記載するとしても、事件の検索や管理といった事件簿の機能の観点からは、秘匿対象者の真の氏名を記載する必要がある。そこで、事件簿の当事者名欄に代替氏名を記載した場合には、秘匿対象者の真の氏名は、基本事件の事件簿の「備考」欄に記載することとした。

なお、事件簿の当事者名欄に真の氏名を記載した場合（訴え提起後に秘匿決定の申立てがあった場合等）には、備考欄に秘匿決定の申立てがされた旨の記載等はされるが、当事者名欄の記載から秘匿情報が流出しないよう十分に留意する必要がある。

(令和5. 1. 18 総三)

「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」
の改正に関する補足説明

1 改正の内容

- (1) 事件記録の保管区分の例として「秘匿」を付加した。
- (2) 事件記録の表紙に明示する方法で取扱いに留意する旨を付加した。

2 改正の趣旨

民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）の改正により、秘匿決定の申立てがあってからその裁判が確定するまで（民訴法133条1項、3項）及び秘匿決定があった場合（民訴法133条の2第1項）は、秘匿事項届出書面（民訴法133条2項の規定による届出に係る書面をいう。）の閲覧等を請求することができる者は秘匿対象者に限られるため、秘匿決定の申立てのあった事件記録（秘匿決定のされたものを含む。）について、誤って秘匿事項届出書面の閲覧等を認めてしまうことのないよう取扱いには特に注意が必要である。

そこで、事件記録の保管に当たっては、他の事件記録とは区別して整理するなどの措置を講ずるのが相当であり、整理方法の例示に「秘匿」を加えた上、記録の表紙にその旨を明示するなどの方法により、その取扱いに留意する旨の定めを追加したものである。

なお、民訴法の上記改正箇所を準用する他の手続においてもこの定めは適用される。

(令和5. 1. 18 総三)

「民事訴訟記録の編成について」の改正に関する補足説明

1 改正の内容

(1) 各種の閲覧等制限等の関係書類の編成位置について

ア 民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）92条の閲覧等制限申立て（以下「第三者閲覧等制限申立て」という。）の関係書類について、第3分類中の編成位置を代理及び資格証明関係書類の直後と改めた。

イ 民訴法133条1項の秘匿決定の申立て、民訴法133条の2第2項の閲覧等制限申立て（以下「当事者間閲覧等制限申立て」という。）及び民訴法133条の3の閲覧等制限決定の関係書類（以下、合わせて「秘匿関係書類」という。）の編成位置を第3分類の上記アの直後と定めた。

(2) 閲覧等が制限される書類を別冊管理することとした。

(3) 民事訴訟規則（平成8年最高裁規則第5号。以下「民訴規則」という。）の改正により当事者が提出する閲覧等が制限される部分を除いた書類（以下「マスキング書面」という。）の編成位置について、原則として、元の書類の性質に応じて、それぞれ各分類に編てつする旨を定めた。

2 改正の趣旨

(1) 民訴法の改正により、当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度が新設され、新たに秘匿制度の関係書類が事件記録に編てつされることとなるため、これらの書類の編成方法を定めることとした。

また、類似の第三者閲覧等制限申立てに關係する書類についても、秘匿制度の関係書類の編成方法を定めることに伴い、これと同様の編成方法に改めることとした。

(2) 各種の閲覧等制限等の関係書類の編成位置について

第三者閲覧等制限申立ての関係書類は、従前、第3分類のその他につづり込むこととされていたが、検索の便宜及び情報管理の観点に加え、秘匿関係書類の編成位置との関係を明確にするため、第3分類中の編成位置を改めることとし、代理及び資格証明関係書類の後ろにつづり込むこととした（記1の(3)のイ）。

同様の趣旨から、秘匿関係書類は第三者閲覧等制限申立ての関係書類の後ろにつづり込むこととした（記1の(3)のウ）。

(3) 別冊管理について

ア 第三者閲覧等制限申立てがあった事件記録及び秘匿決定の申立てがあった事件記録中には、第三者又は秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限される書類が編てつされるところ、これらの書類を誤って閲覧等させることのないよう取扱いには特に注意が必要であることから、閲覧等が制限される書類を別冊管理することとした（記3の(1)）。

この別冊には、①第三者の閲覧等が制限される書類（記3の(1)のア）並びに②秘匿対象者等以外の者の閲覧等が制限される書類（記3の(1)のイ）及び秘匿対象者と閲覧等の許可を受けた当事者以外の閲覧等が制限される書類（記3の(1)のウ）が編てつされるところ、①と②では、根拠となる法条や当該書類の閲覧等ができる者の範囲が異なることから、それぞれ別冊を作成することとした。

イ 誤って閲覧等させることを防止する観点では、別冊中に閲覧等が制限される書類と閲覧等が可能な書類が混在することは相当でないことから、申立ての取下げや取消決定の確定等により、閲覧等が制限される部分がなくなった書類は、当該書類の性質に応じて本体記録の第1分類から第3分類までの所定の箇所につづり直すこととした（記3の(2)）。

(4) マスキング画面の編成位置について

民訴規則の改正により、各種の閲覧等制限の申立てをするときは、申立人は、マスキング書面を提出しなければならないと定められ、マスキング書面が提出された場合は、これによって閲覧等をさせることができることとされた。

当該マスキング書面は、第三者閲覧等制限申立ての関係書類又は秘匿関係書類に区分される書類と考えられるものの、事件記録の一覧性及び閲覧等に関する事務の便宜の観点から、原則として、マスキングの元となった書類の性質に応じて、第1分類から第3分類までの当該元の書類を編てつすべき箇所につづり込むこととした（記3の(3)）。

(5) 改正後の民訴規則に基づき提出されるマスキング書面は記録であるから、平成27年12月22日付け最高裁総三第262号総務局長通達「最高裁判所規則の規定により閲覧又は賛写に供される写しの保管等に関する事務の取扱いについて」は適用されない。

(令和5. 1. 18 総三)

「刑事訴訟記録の編成等について」の改正に関する補足説明

1 改正の内容

刑事和解の記録編成において、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号。以下「犯罪被害者保護法」という。）20条2項で民事訴訟法（平成8年法律第109号）92条の例によるとされている閲覧等制限（以下「第三者閲覧等制限」という。）並びに犯罪被害者保護法21条で準用する民事訴訟法133条1項の秘匿決定及び民事訴訟法133条の2第2項の閲覧等制限（以下「当事者間閲覧等制限」という。）に伴って閲覧等が制限される書類を、いずれも別冊管理することとした。

2 改正の趣旨

(1) 第三者閲覧等制限の申立てがあった事件及び秘匿決定の申立てがあった事件の刑事和解記録中には、第三者又は秘匿対象者以外の閲覧等が制限される書類が編てつされるところ、これらの書類を誤って閲覧等させることのないよう取扱いには特に注意が必要であることから、閲覧等が制限される書類を別冊管理することとした（記第2の1の(2)）。

この別冊には、①第三者の閲覧等が制限される書類（記第2の1の(2)のア）並びに②秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限される書類（記第2の1の(2)のイ）及び秘匿対象者と閲覧等の許可を受けた当事者以外の閲覧等が制限される書類（記第2の1の(2)のウ）が編てつされるところ、①と②では、根拠となる法条や当該書類の閲覧等ができる者の範囲が異なることから、それぞれ別冊を作成することとした。

(2) 誤って閲覧等させることを防止する観点では、別冊中に閲覧等が制限される書類と閲覧等が可能な書類が混在することは相当でないことから、申立ての取

下げや取消決定の確定等により、閲覧等が制限される部分がなくなった書類は、
本体記録の所定の箇所につづり直すこととした（記第2の1の(3)）。

(3) マスキング処理がされた書面は記録であるから、平成27年12月22日付
け最高裁総三第262号総務局長通達「最高裁判所規則の規定により閲覧又は
謄写に供される写しの保管等に関する事務の取扱いについて」は適用されない。

(令和5. 1. 18 総三)

「家事事件記録の編成について」及び「子の返還に関する事
件の記録の編成等について」の改正に関する補足説明

1 改正の内容

- (1) 3分方式又は2分方式により記録を編成する場合、家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「家事法」という。）38条の2及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号。以下「子奪取条約実施法」という。）69条の2において準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）133条1項の秘匿決定の申立書及びその関係書類（以下これらを「秘匿申立て関係書類」という。）の編成位置を、代理及び資格証明関係書類の直後と定めた。
- (2) 3分方式、2分方式及び非分割方式のいずれの編成方式についても、閲覧等が制限される書類（秘匿事項届出書面等）を、非開示の申出がされた書類と同様に、記録末尾につづることとした。

2 改正の趣旨

- (1) 秘匿申立て関係書類の編成位置について
家事法38条の2及び子奪取条約実施法69条の2により準用される民訴法の改正により、当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度が新設され、新たに秘匿申立て関係書類が事件記録に編てつされることとなるため、検索の便宜及び情報管理の観点から、これらの書類の編成位置を定めることとした。

ただし、非分割方式により記録を編成する場合は、他の書類と同様に編年体によりつづり込めば足りることとした。

- (2) 記録末尾での管理について

ア 家事法38条の2及び子奪取条約実施法69条の2において準用する民訴

法133条2項の秘匿事項届出書面及び民訴法133条の4第2項の許可の裁判の確定に伴い提出される閲覧等用秘匿事項届出書面（以下「許可後提出される閲覧等用秘匿事項届出書面」という。）は、いずれも閲覧等が制限されるところ、秘匿事項届出書面については秘匿対象者以外の者の、許可後提出される閲覧等用秘匿事項届出書面については秘匿対象者及び閲覧等の許可を受けた当事者以外の者の閲覧等を誤って認めないよう取扱いに注意する必要があることから、非開示の申出がされた書類と同様に、記録末尾につづることとした。

なお、家事事件及び子の返還に関する事件については、閲覧等が制限される書類が秘匿事項届出書面及び許可後提出される閲覧等用秘匿事項届出書面に限られることから、民事訴訟記録と異なり、別冊を作成する規律とはしていない。

イ 誤って閲覧等を認めることを防止する観点では、記録末尾に閲覧等が制限される書類とされない書類が混在することは相当でないことから、秘匿の申立ての取下げや取消決定の確定等により、閲覧等が制限される部分がなくなった秘匿事項届出書面及び許可後提出される閲覧等用秘匿事項届出書面は、秘匿決定の申立て書の関係書類として、所定の箇所につづり直すこととした。

(3) 秘匿申立てがあった事件記録の閲覧等について

家事事件手続及び子の返還申立て手続においては、家事法38条の2及び子奪取条約実施法69条の2が民訴法133条の2第2項を準用しておらず、事件記録中の秘匿事項届出書面以外の秘匿事項記載部分については、秘匿対象者以外の者から閲覧等の許可の申立てがあった場合に、裁判所がその許否について判断するという現行の閲覧等の規律が維持された。そのため、本通達では、秘匿申立て関係書類、秘匿事項届出書面及び許可後提出される閲覧等用秘匿事項届出書面の編成位置についてのみ規律化しているが、これら以外の書類についても、例えば、秘匿事項がそのまま表れていることが想定される送達報告書

や、秘匿対象者による内容確認を経ていない調査嘱託の回答書等の第三者から提供される書類については、閲覧等の許可の申立てがあった場合に裁判所が許否の判断を慎重に行う必要があるため、通達上の規定はないものの、差し当たり記録末尾につづり込む運用とすることも考えられる。

(4) 閲覧等用秘匿事項届出書面の取扱いについて

閲覧等用秘匿事項届出書面は記録であるから、平成27年12月22日付け最高裁総三第262号総務局長通達「最高裁判所規則の規定により閲覧又は謄写に供される写しの保管等に関する事務の取扱いについて」は適用されない。

(令和5. 1. 18 総三)

「事件記録等保存規程の運用について」の改正に関する補足

説明

1 改正の内容

秘匿決定がされている事件において、事件書類とともに保存される附属書類中に秘匿対象者の真の住所又は氏名が記載されている場合には、事件書類編冊目録の「備考」欄に「秘匿決定あり」等と記載する旨を定めた（記載要領第1の3の(2)）。

2 改正の趣旨

(1) 民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）の改正により、秘匿決定（民訴法133条1項）がされている事件の判決書等の事件書類には、秘匿決定で定められた秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項（同条5項。以下「代替事項」という。）が記載される。そのため、当該判決書等に記載された代替事項の内容を明らかにするための附属書類として、秘匿事項届出書面（同条2項の規定による届出に係る書面をいう。）及び秘匿決定書を事件書類とともに保存する必要がある。

このとき、附属書類として保存されている秘匿事項届出書面に秘匿対象者の真の住所又は氏名が記載されていることから、誤って閲覧等をさせることのないよう取扱いに特に注意が必要である。

そこで、秘匿決定がされている事件において、附属書類中に秘匿対象者の真の住所又は氏名が記載されている場合は、事件書類編冊目録の「備考」欄に「秘匿決定あり」等と記載して、注意喚起することとした。

(2) 秘匿対象者の真の住所及び氏名が秘匿事項届出書面に記載されることからすれば、附属書類は秘匿事項届出書面のみで足りるとも考えられるが、秘匿事項

届出書面に記載された当該真の住所及び氏名と事件書類に記載された代替事項との関係を明らかにするために秘匿決定書も附属書類とすることが相当である。

さらに、事件書類を保存した後に、秘匿決定の取消決定がされた場合は、同決定書も当該判決等の当事者の表示に記載された事項を明らかにするための書類であり、附属書類に該当するため、事件書類とともに保存する必要がある。

(令和5. 1. 18 総三)

「刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務
の取扱いについて」の改正に関する補足説明

1 改正の内容

- (1) 秘匿決定がされている事件において、通達の別表第2の「27」の項から「30」の項までの事件書類（以下「債務名義等」という。）とともに保存される附属書類中に秘匿対象者の真の住所又は氏名が記載されている場合には、刑事事件書類編冊目録の「備考」欄に「秘匿決定あり」等と記載する旨を定めた（別紙様式第1の（注））。
- (2) 債務名義等について事件記録から分離して編冊を作成する際は、従前、事件番号又は保存の始期の順序により、保存の始期の属する年度ごとに編冊を作成することとなっていたところ、各庁で定めるところにより、これと異なる取扱いにより編冊を作成することができる旨を定めた（記第2の3の(3)のエ）。

2 改正の趣旨

- (1) 刑事事件書類編冊目録について

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）21条及び40条において準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）133条1項の改正により、秘匿決定がされている刑事和解及び刑事損害賠償命令事件の債務名義等には、秘匿決定で定められた秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項（同条5項。以下「代替事項」という。）が記載される。そのため、当該債務名義等に記載された代替事項の内容を明らかにするための附属書類として、秘匿事項届出書面及び秘匿決定書を債務名義等とともに保存する必要がある。

このとき、附属書類として保存されている秘匿事項届出書面に秘匿対象者の

真の住所又は氏名が記載されていることから、誤って閲覧等をさせることのないよう取扱いに特に注意が必要である。

そこで、秘匿決定がされている事件において、附属書類中に秘匿対象者の真の住所又は氏名が記載されている場合は、刑事事件書類編冊目録の「備考」欄に「秘匿決定あり」等と記載して、注意喚起することとした。

(2) 債務名義等の編冊について

上記(1)のとおり、刑事和解や刑事損害賠償命令事件で秘匿決定がされている場合は、債務名義等を分離して保存する際に、閲覧等が制限される秘匿事項届出書面も附属書類として保存する必要があるから、取扱いに注意が必要である。そのため、そのような債務名義等については、他の債務名義等とは別の編冊とするなど、各庁の実情に応じて編冊の作成方法等を定めることが相当である。

しかし、改正前の通達では、事件符号及び保存の始期の属する年度が同一の債務名義等について、必ず事件番号又は保存の始期の順序による編冊を作成する必要があり、種類等により編冊を分けて作成するなどの方法は認められていなかった。

そこで、各庁において種類別の編冊を作成するなど、実情に応じた編冊作成ができるよう通達を改正したものである。